

処分基準整理票

処分名	大津市立公民館の使用許可の取消し	
根拠法令名	大津市立公民館の設置及び管理に関する条例 (昭和42年条例第39号)	(条項) 第6条第1項
基準法令名	大津市立公民館の設置及び管理に関する条例 大津市暴力団排除条例 (平成23年条例第49号)	(条項) 第6条第1項 第8条
所管部署	教育委員会 生涯学習課 企画公民館グループ 大津公民館においては、指定管理者 株式会社 ピーエーシーウエスト	
<p>【処分基準】 ・文書の名称【 大津市立公民館使用許可に関する取扱基準 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載</p> <p>[施設の使用許可の取消し基準]</p> <p>施設の使用許可の取消しは、大津市立公民館の設置及び管理に関する条例第6条第1項各号に掲げる事由又は大津市暴力団排除条例第8条前段の規定に該当したときに行う。</p> <p>なお、大津市立公民館の設置及び管理に関する条例第6条第1項第2号で引用する「前条第2項各号」のうち、同項第4号に規定する「その他公民館の管理上支障があると認められるとき。」とは、大津市立公民館の管理運営に関する規則第5条各号のいずれかを遵守せず、若しくは遵守しないおそれがあるとき、又は大津市立公民館使用許可に関する取扱基準に規定する「その他使用許可しない場合」のうち次のいずれかの事項に該当するときとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 誕生日会、結婚式、披露宴、葬式等、個人が会議室等を使用するとき。 飲食を主目的としたり、飲酒を伴う会合を行うとき。 保護者又は成人の同伴が伴わない小学生、中学生及び高校生のみが使用するとき。 火の使用を認められている室以外の室において、火の使用を伴う事業を行うとき。 音、におい、振動等により他の利用者に著しい支障をきたす恐れがあるとき。 その他、上記以外で公民館長が管理上の支障があると認めたとき。 		

[参考]

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例

(使用の制限)

第5条 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、前条の許可について、使用の制限その他必要な条件を付することができる。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の会議室等の使用を許可しない。

- (1) 法第23条の規定に抵触するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 施設又は設備をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) その他公民館の管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し)

第6条 教育委員会は、公民館の会議室等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (2) 前条第2項各号の規定に該当したとき。

大津市暴力団排除条例（平成23年条例第49号）

(市の公の施設の使用における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設の使用の許可の申請があった場合又は当該公の施設の使用の許可をした後において、当該使用が暴力団を利すると認めるときは、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定による場合のほか、当該使用を許可せず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める当該他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。

大津市立公民館の管理運営に関する規則

(使用者の遵守事項)

第5条 会議室等の使用の許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。
- (2) 火気に注意し、特に炊事設備及び冬期におけるストーブの後始末等を完全に履行すること。
- (3) 使用した後は清掃し、机、椅子等を原状に復すること。
- (4) その他係員の指示に従うこと。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。